

「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業」に係る特定業務代行者の公募型事業提案競争（事業提案競技方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月7日

ふらのまちづくり株式会社 代表取締役 西本 伸顕 印

記

1. 担当

〒076-0024 富良野市幸町13番1号（フラノマルシェ内）

ふらのまちづくり株式会社 統括マネージャー 吉田

電話（0167）-23-5177（受付時間：10:30～17:30）

2. 特定業務代行者の公募型事業提案競争（事業提案競技方式）に付する事項

（1）業務名

富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業

（2）特定業務代行者の募集の目的

本事業では、将来にわたって健全に管理運営される良好な施設建築物及び施設建築敷地を整備するため、資産性の高い施設計画や、実現性の高い事業計画を立案し、保留床の処分を確実としつつ、安定的な事業推進を図っていくことが求められます。また、本事業は、施行認可を受けてから事業の完了まで、概ね4年の期間を要する予定となっており、長期にわたって本事業を運営し、施行者を支援しながら着実に事業推進する体制づくりが重要となります。

このため、施行者では民間企業の持つノウハウや高い技術力を活用し、本事業の実現に向けたパートナーとして、「民間能力の活用による市街地再開発事業の推進について（通知：平成8年7月22日付建設省都再発154号・住街発第72号通達）」に基づく特定業務代行者を募集します。

（3）募集業務の内容

この募集では、本事業における調査設計計画の作成、資金計画、権利変換計画、実施設計、工事施工、未処分保留床の最終処分責任及び本事業推進のための支援業務を担当する事業者（共同企業体を含む）を募集します。

業務内容詳細については、別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」をご確認ください。

（4）履行期間

契約締結の日から事業完了まで

3. 参加資格

特定業務代行者として本市街地再開発事業に参加を希望する事業者は、別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」に基づいて書類を作成し、応募してください。

また、複数の企業で構成する共同企業体も可とします。その場合は、共同企業体の構成員のいずれかが次の条件を満たすこととします。

なお、単体の事業者も共同企業体の構成員も、他の共同企業体の構成員として重複応募することはできません。

- (1) 代表企業及び工事施工業務幹事企業に該当する資格基準
施設建築物の施工するにあたり必要な資力、信用力等を有し、工事施工の遂行に確実な者
(直近2カ年の財務諸表等より判断)
- (2) 代表企業及び共同企業体の構成企業に該当する資格基準
 - ① 一級建築士事務所登録をしている企業を1社以上含むこと。
 - ② 北海道内に本社、支店または営業所があること。但し、富良野市内に本社を有するものが1社以上含まれること。
 - ③ 建設業法に基づく経営事項審査による評価(以下「経審点」という。)において、令和7年3月現在で有効な経審点が1,000点以上の企業を1社以上含むこと。
 - ④ 富良野市令和7度・令和8年度委託入札資格を有しているもの。
(単体の事業者及び共同企業体は代表企業とする。)
 - ⑤ 市街地再開発事業及び優良地建築物等整備業の実務経験を有しているもの。
(単体の事業者及び共同企業体は構成員でも可)
- (3) 欠格事由
応募書提出日において、次に該当する事業者は本募集に応募することができません。
 - ① 国税、地方税、その他の公租公課について滞納処分を受けている者
 - ② 破産、民事再生、会社更生、その他これらに準ずる手続開始の申立を受けた者または申立をした者

4 手続等

- (1) 提案説明書である別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」に基づいて書類を作成し、応募してください。
- (2) 事業提案書等の提出
 - ① 提出方法
 - ア. 参加意向証明書類を令和7年4月13日17:30まで、別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」に基づいて書類を作成し、応募してください。参加意向表明書を受理すると、事業提案書を作成するために必要な「事業詳細資料」を配布致します。
参加意向表明書の提出後の代表企業及び構成員の変更は認めません。
参加意向表明書を提出後、都合により応募を辞退する場合は、参加辞退届出書を令和7年4月25日(金)17:30までに提出してください。
郵送または持参としますが、郵送の場合は提出期日必着とします。
 - イ. 事業提案書類の提出期間
令和7年4月21日から令和7年5月2日17:30までとする。
別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」に基づいて書類を作成し、応募してください。
郵送または持参としますが、郵送の場合は提出期日必着とします。
 - ウ. 提出場所及び送付先
上記1の担当のとおり。

5. 審査

特定業務代行者を選考する審査は、次を基本として厳正に行います。

(1) 審査体制

事務局予定者と外部有識者等で構成される選考委員会において審査を行います。

審査は非公開で行います。

(2) 選考方法

選考委員会において、応募者より提出された提案書等の応募書類を審査項目に基づき審査します。

選考委員会は、応募者の事業への対応力や資力、信用力、実績等を踏まえ、提案内容を総合的に勘案して審査を行い、本事業における特定業務代行者として相応しい者を選定し、優先交渉者として施行者事務局と交渉して特定業務代行者を決定し契約します。

(3) 選考結果通知

選考結果は書面にて通知いたします。

選考に関する質問、異議は一切受け付けません。

6. その他

(1) 書類作成、提出にあたっての費用はすべて応募者負担とします。

(2) ヒアリングについては、代行業務に関する総括責任者が必ず出席してください。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア．審査の公平性に影響を与える場合

イ．著しく信義に反する行為があった場合

ウ．提出書類に虚偽の記載があった場合

エ．その他、本募集等に違反すると認められた場合

(4) 提出書類は返却いたしません。

(5) 詳細は別添の「富良野市東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業特定業務代行者募集に係る応募手続き要項」をご確認ください。